

裁判員経験者の意見交換会議事概要

1 開催日時

平成24年10月23日（火）午後4時00分から午後6時00分

2 開催場所

広島地方裁判所大会議室（南棟3階）

3 出席者

広島地方裁判所 刑事第1部総括判事 伊名波 宏 仁（司会）

同 刑事第2部総括判事 芦 高 源

広島地方検察庁 公 判 部 長 瀬 戸 真 一

広島弁護士会 弁 護 士 滑 川 和 也

裁判員経験者（1番）（40代 女性）

裁判員経験者（2番）（60代 男性）

裁判員経験者（3番）（60代 男性）

裁判員経験者（4番）（60代 女性）

裁判員経験者（5番）（60代 女性）

裁判員経験者（6番）（60代 女性）

裁判員経験者（7番）（50代 男性）

裁判員経験者（8番）（50代 女性）

4 議事内容

○司会者（伊名波裁判官）

裁判員経験者の皆様，今日はお忙しい中おいでいただきましてありがとうございます。私，広島地方裁判所刑事第1部で裁判員裁判の事件で裁判長を務めております伊名波でございます。今日は司会進行役を務めさせていただきます。一緒にチームを組んだ方も大勢おいでになっていて，とても懐かしい気持ちがいたします。それでは，これから意見交換会を始めさせていただきます。裁判員制度が始まって3

年5か月になります。広島地方裁判所でも、これまで83回の裁判員裁判が行われました。このような時期に、裁判員を経験された皆様から直接率直な御意見、御感想を伺うということは、その声を国民の方々にお伝えすることで、今後裁判員裁判に参加することへの不安感や負担感もなくなることにつながりますし、また、裁判に携わる検察官、弁護士、裁判官にとっても、今後の運用の参考になることから極めて意義のあることと思います。限られた時間ですが、率直な御意見、御感想を頂ければ幸いです。よろしく願いいたします。今日は、皆様が疑問に思われる点などがありましたら、すぐにお答えできるように検察庁、弁護士会、裁判所からそれぞれ1人ずつ参加しておりますので、簡単に一言ずつ自己紹介をお願いしたいと思います。

○法曹三者（瀬戸検察官）

広島地検公判部長の瀬戸と申します。公判部長として、公判立会検察官の上司として、検察庁の公判事務に係る者の各事務の統括をしております。本日はよろしく願いいたします。

○法曹三者（滑川弁護士）

広島弁護士会の裁判員制度委員会の幹事をしております、弁護士の滑川と申します。私自身は裁判員裁判を4件経験したことがあります。今回は、裁判員を経験した方の生の声を聞くことができる大変貴重な機会を頂き、ありがとうございます。よろしく願いいたします。

○法曹三者（芦高裁判官）

広島地裁の刑事2部の裁判長を担当しております、裁判官の芦高と申します。今日来られている経験者の中には私と一緒にチームで裁判員裁判を担当された経験者の方もおられます。実際、裁判長として審理に関わっていて、経験者、裁判員の方

にとってどれだけちゃんと審理で分かりやすい裁判というのが実現できているのかどうか、今日、皆さんの御意見を伺って、今後の仕事の参考にしたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

○司会者（伊名波裁判官）

それでは、最初ですが、裁判員を経験された御感想を一言ずつお願ひしたいと思ひます。特に経験前と経験後で、日常生活の面で何か変化があったかどうかとか、それはどのようなものであったかとかということについてお願ひいたします。

○裁判員経験者（1番）

まず、感想ですけれども、この裁判員の制度が行われると言われた最初の頃から興味もありましたし、とても経験してみたいという気持ちが強くありましたので、経験させていただいて、すごく充実した気持ちでした。裁判員を終えてしばらくは裁判のニュースにも敏感になって、画面にくぎづけになったりとか、そういったことはあったんですけれども、また、周りの方からもいろいろ感想などを尋ねられて、何とか一生懸命、興味に応えるようにお答えするという日々だったんですが、やはり日々の忙しさに紛れて、そんなに大きな変化というほどの変化ではございませんがといったようなところです。

○裁判員経験者（2番）

案内が来たときは、自分は何ができるんだろうかという不安のほうが強かったのが事実でございます。それで、実際に裁判員になりまして、法廷に出させていただいて、少しは分かったような気がするんですが、やっぱりこういう裁判員制度というのは、いろんな素人の人が隅々まで裁判の仕組みとか流れとかいうのを知るのは非常にいいことじゃないかということで、機会のある人は、できるだけそういうのに参加できるような機会をつくっていただければと思ひます。自分の得た経験から

の発言でございます。

○裁判員経験者（3番）

裁判所ももちろんのことですが、刑事裁判なんていうものは自分には全く関係のない世界の話だと思っておりました。経験後は、メディアで報道されてます裁判員裁判はもちろんのこと、刑事裁判のことについて、非常に気になるというか、興味がありまして、新聞あるいはテレビ等で報道されるのは必ず見るようにしております。

○裁判員経験者（4番）

裁判員制度が始まりまして、テレビとか新聞とかで見まして、やはり、先ほどの方がおっしゃったように興味を持ちました。まさか自分に来るとは思わなかったもので、家族に相談すると、やっぱりやってみたらということで、すごく興味を持って参加させていただきました。それで、事件を一応、日数を追っていろいろ聞かせていただくと、やはり、ちょっとしたことで重大なことが発生するんだなとつくづく思いました。それから、これを経験した後ほどですね、テレビとか新聞などをすごく興味を持って、そういう場面が出てくるとすぐ見入るような感じとなりました。ありがとうございました。

○裁判員経験者（5番）

私は、できたら選ばれたくなかった、裁判員制度ができたときに、まさか自分に来るとは思ってもなかったし、選ばれたくないというふうに丸をして出したんですけども、もし選ばれたら、国民の義務だから頑張ってやらねばと思うことでいたんですけど、結局選ばれて、参加するようになりました。何とか出ない方法はないものかと一度裁判官に聞いたこともあるんですけど、そんな失礼なことも言ったり、発言したりしましたが、結局、経験した結果、やはり責任の重さというものを、裁

判員になったら責任が重たいことはしたくないというのがあったんですけど、やっと仕事から解放されてのんびりしてるところでしたから、そういうこともありましたから、思ってたんですが、終わってしまって、ほっとするというよりも、気分がやはりちょっと重たいかなというのが、病的まで行きませんが、やはり何らかの、日常、日々の中で、例えばたばこをぽいと捨てたり、ごみをぽいと捨てたりするのがとても気になるようになったような気がする時間が多くなったように感じます。

裁判員制度に参加して、この制度というんですか、関与してみて、やはり皆さんも、国民の義務であるなら、やはり参加して、社会の一員としての責任を持つということの一つとしてはいい再認識の場にはなったなというのを自覚しています。

○裁判員経験者（6番）

今までの5番さんまでのお話がほとんど私も同じような気持ちです。ただ、別の意味で、人間の生き方をまた知ったような気がいたします。それからもう一つは、誠実に生きることがどんなに大事な事かということも改めてまた認識いたしました。

○裁判員経験者（7番）

今までの人と同じなんですけど、特にテレビとか新聞を見て、裁判の記事が、報道があったときはやっぱり気をつけて見て、この裁判は大変だなとか、そういうことを特に感じるようになりました。

○裁判員経験者（8番）

私は、裁判員裁判は他人事だと思って、本当、選ばれるまで全く知らなかったというか、興味がなかったというか、民事裁判、刑事裁判も知らなくて、どんな事件が裁判員裁判なのかも知らず、今回初めて知って、すごく勉強になりました。充実

した時が過ごせたと思います。それで、経験後は、ニュースをすごく真剣に見るようになって、判決、懲役何年とかいうのも真剣に、すごく聞くというか、興味があると言ったら申し訳ないんですけど、真剣にニュースを見るようになりました。

○司会者（伊名波裁判官）

ありがとうございます。では、次の話題に移りたいと思いますが、裁判所においていただく全日程なんですが、いろいろ、皆さん、日数は様々だったと思うのですが、あらかじめ職場や家庭の中でどのように調整をされたでしょうか。審理日数の長さや連日開廷について、実際に審理に関与してみて、どういうふうに感じられたかということについてお伺いしたいと思います。

○裁判員経験者（1番）

まず、事前の調整ですけれども、私は会社員でしたので、一番は仕事をお休みできるかというのが調整としては問題でした。1か月半前に日程のお知らせを頂いたのでということと、また、職場が新聞社関係の職場ですので、そういったことに理解がありましたので、割と容易にお休みを頂くことができました。ただ、私の職場は事務の職場でして、月次のルーチンというのが必ずありまして、そういったところで、実は、最も休みにくい時期の、月の中でも休みにくい時期に当たってしまったんですが、周りの方の協力を得て、代わりに仕事をしていただいたというような形です。ですので、今回、裁判員に、最初、名簿に載りましたと言ったとき、2か月辞退できるというのがあったんですが、これが、私のような仕事をしている人の場合は、1年間のカレンダーの中で、例えば土日を除いて45日は辞退できますよとか、そういったような柔軟な選び方ができたらますます参加しやすいのかなという感じがいたしました。

それから、長さですけれども、私は4日間で、最も短い日数だというふうに伺いました。4日間については、年齢的なことや健康面の問題で、余り長いというふう

には感じませんでした。これが、私のような状態でない方にとっては、連続でそういった日数務めるといのはなかなか厳しいものがあるのかな、それぐらい厳しい4日間ではあったと思います。

○裁判員経験者（2番）

リタイアして、毎日ぶらぶらしとるわけなんです。ただ、たまたま私の家内のほうが看護師の経験がありますもので、訪問看護をやってるんです。ですから、それを多少付き合っ、看護師さんを患者さんのところへ連れて行ったり、送り迎えをしていることが1日のうちに何回かあるんですけども、それ以外はフリーですから、比較的皆さんに賛成してもらって出席することができて非常に良かったと思っています。

○裁判員経験者（3番）

選任期日の約2か月前ですか、呼出状でしたかね、頂きまして、家内にも、また職場のほうにも、こういう呼出状が来たけれども、多分、くじ運も悪いし、当たることはないわと言って、心配しなくてもいいよということを書いて、万一のときは、私は、ちょっと余談になるんですけど、もと公社で今は民間になっているところへ勤めております。定年になってもずっと勤めて、もう60の後半に差しかかるんですけども、それでも慌てふためくといかんので、よく知ってるOBの人に入ってくるように、臨時にですね、そういうところは融通がききましたので、電話をしておりました。まさかと思ったんですが、そのまさかが選任ということになりまして、慌てて電話して、予定どおり、そういうことがあったらという手を打ってたので、事なきを得ました。後日は一杯おごれということをおかれまして、冗談ですけどね。それから、こちらのほうに、裁判に参加してからは、あっという間に、9日間でしたけども、終わってしまいました。本当あっという間に判決日を迎えて、えらい早かったなと自分では感じております。

○裁判員経験者（４番）

私も、２か月前ですかね、早々に連絡を頂きましたので、家族と話し合っ、調整をしながら、参加できることに。何ていうんですかね、胸がわくわくと言うと失礼かも知れませんが、どんなことをするんだろうと、すごく興味を持って待っておりました。そして、一般の主婦ですので、貴重な経験ができることが何よりも望んでおりました、９日間でしたけれど、毎日が勉強で、短く感じました。

○裁判員経験者（５番）

調整については別に何事ありません。３７年間仕事をしてきて、もっと厳しい時間帯の仕事でしたから、支障は全く感じることなく、仕事に戻ったような気分が入りました。審理日数の長さとか、関与したということに対しての感じ方なんですけども、私が全く無知だったのか、オリエンテーションがあったのか、聞いてなかったのか分かんないんですけど、いきなり、２５日からでしたっけ、私は長い期間でしたから、４５日間の裁判でしたので、長かったから覚悟の上で入ったんですけども、いきなり法廷に入るということを知らないというんですか、いきなり行ったらもう法廷という感じで、選任の翌日からというところでちょっと慌てました。気分的に慌てただけで、何回も自分に言い聞かせまして、理解していく上で、裁判員制度のスローガンにあるように、言葉と視点と感覚ですか、そのことをとにかく頭に何回も入れながら、自分はそれで国民の義務として役割を果たすんだということで、自分にしっかり言い聞かせながら参加していきました。オリエンテーションさえもうちょっとしていただければ、法廷への入り方とか礼の仕方は習ったんですけど、こういう資料がぱっと出てきますよということをもうちょっと頂けたらもっとスムーズに入れたのかなというのを後で感じました。そのときは、入って４５日間必死で、必死といってもゆとりがあった、仕事よりも時間的にはゆとりがあったので、割とスムーズに長時間過ごすことはできたんですが、ただ、自分が長い間審理に関わって、審理で一番悩んだんですけど、審理の中でも刑罰が一番悩みまして、

刑罰を決めていくときの悩みが一番苦しかったです。終わった後、全国放送で、100日裁判の模擬評議をやられた番組があったんです。それを見たときに、アドバイザーの監督さんが言われたんですけども、裁判員の意味はそれまで余り深く分からなかったんですけども、裁判員をやっただけで、やったことの意味は何があるのかというのをずっと悩んでたんですけど、監督さんが言われたその言葉にすごく共感したんです。それはどういうことかといいますと、裁判員制度は無意味じゃないんだと、幾ら専門分野の裁判官の方々でも、全て物事には物差しがあって、その方たちの物差し、見方があるんだというふうに言われたんですね。確かに私たちはそれぞれ個人生きてますけども、価値観があって判断がある、当然価値観があれば判断も違ってきますよね。そういうところからすれば、出たところに意味がある。だったら、そういうところを今後されていく方々に、経験した私たちはそれをどう今度はつなげていけばいいのかなというのを今、模索というんですか、やはり悩んでる毎日がやっぱり続いておりますというのが現状ですね。結論が出ないんですけど、悩んでるという結論だけです。

○裁判員経験者（6番）

職場と家庭の中でどのように調整したかというところですけど、ちょうど9月3日から裁判が始まり、その前が定年退職をするときに、再就職先を探してたときなんですね。それで、ちょうど6月に再就職の面接のときにその話をして、そしたら、すばらしい経験をされているねという話から一応採用になりました。主人も喜んでくれました。9月3日から法廷に入りましたけれど、やっぱり書類を初めて拝見しまして、理解ができませんでした。それで、どうしたらその理解ができるかと思っただけですけど、要は書類を持って帰れないということで、帰宅してから、1日の出来事について記憶をたどりながらもう一度復習をいたしました。それで、ちょっと早めにまた朝参りまして、書類を眺めながら、昨日はどうだったかな、今度はどういうふうになるのかなというような、6日間でしたけれども、一日一日が非

常に緊張した，私にとっては非常に思い出深い日々だったと思います。

○司会者（伊名波裁判官）

今言われた，書類を見て理解ができなかったというのは，最初に出てくる冒頭陳述メモですかね。

○裁判員経験者（6番）

そうです，一番最初の。

○司会者（伊名波裁判官）

じゃあ，また後ほど伺います。

○裁判員経験者（7番）

私も6番さんと一緒に，9月3日に最初の選任手続で裁判所に来まして，それまでは，会社には，まずこういうことがあって，もしかしたら裁判員になるかもしれないとは言ってたんですが，実際には，それから何分の一の確率なんで，自分としては多分大丈夫だと思っていて，少しは職場の段取りといいますか，準備はしてはいたんですが，正式には，完全にはできてなくてちょっとばたばたしたとかありましたけど，僕としましては，選任手続があって，実際に裁判が始まるまで少し時間が頂けたら少しは会社員としては楽だったかなと感じています。

○司会者（伊名波裁判官）

選任手続から裁判が始まるまで，どのくらいあったらいいかということなんですけど。

○裁判員経験者（7番）

自分の場合は6日間の裁判でしたけど、それぐらいなら、僕の会社、僕の仕事でしたら二日か三日あれば周りの交代の人とか、仕事の流れもちょっとできたかなと思ってました。

○司会者（伊名波裁判官）

先ほど、5番さんも、何か、いきなりというふうに、選任期日の翌日から法廷に入ってということをおっしゃったんですけど、やっぱり何日かあったほうがよかったんでしょうか。

○裁判員経験者（5番）

いえ、それは感じてません。ただ、選任されたら、翌日から来てください、何時までに来てください、はい、こうこうこうで、入るときにはこうです、ああです、はい行きましょう、ぱつと行っちゃったんで、えっという感じだったんですよ。だから、本当に考える余地なく法廷の場に出るというところまで私は思ってなくて、せめて、もうちょっと10分でもいいからオリエンテーションがあると思ってたんですよ。ですから、そのところが、いきなり行ったんでちょっと驚きました。気持ちが慌てましたということです。

○司会者（伊名波裁判官）

芦高部長、そのあたりはどういうふうに運用されているんでしょうか。

○法曹三者（芦高裁判官）

恐らく、最初の選任手続のときですね、控室のほうで皆さんにいろんな御説明をしてるんじゃないかなと思います。やっぱり皆さん、初めて裁判所に来られて、非常にやっぱり、ちょっと慌ただしいというふうに感じられた、これはそうじゃない

かなと思うんですね。ただ、裁判所としても、選ばれる方と選ばれない方がおられるわけですね。その選ばれない方にとっては、やはり、せっかく御都合つけて来ていただいているわけですが、余り長時間裁判所のほうに引きとめるというわけにもいきませんので、なるべくスムーズにやるということがあります。それからあと、その後のオリエンテーションなんかも、うちの部なんかもいろいろと工夫はしてるんですけども、例えば審理日程の関係とかで、例えば、選ばれて、半日とか1日間が欲しいという御意見もあるんですが、そうすると、全体の職務従事期間がまた長くなってしまうということもあります。そのあたりが非常に心苦しいところなんですけども、法廷に入る前のオリエンテーション以外に、結構審理と審理の合間に20分間ぐらい大体休憩を入れてますので、そのときになるべく、私たちもいろいろと話しかけるようにはしております。

○裁判員経験者（5番）

そんな難しいものじゃなくて、本当に単純なんです。私の要は無知だと思うんですけども、とにかく法廷の場で、被告人なり被害者なりがしゃべることをとにかく書き続けていく、その書いていく作業は別に苦痛じゃなかったんですけど、書くものが机にあったのを知らなかったんですよ。後で落ち着いて見たら、ああ、これだったんだ、だから、用意はしてたからその紙に書いたんですけど。あと、すごく資料が厚くなる中で、整理して、何回も何回も見直しというんですか、作業が今度出てくるんですよ。そのときに、それだけだったら見られたのに、自分の書いたのを引っ張り出して、こうして見なきゃいけないから、その作業がすごく不手際、無駄なんです。私は無駄がすごく嫌いな人間だったもんですから、仕事のことから。だから、そういうことがあるんですよと言われたんだろうと思うんですけど、全くそこが無知ですから、素人じゃないですか、全くね、裁判所の「さ」の字にも入ったことない私がそこに来てこういうことをやるということで、もうちょっと勉強しなきゃよかったのかなと思うんですけど、知らなかった。本当単純なことなん

ですけど。あと、書きやすい鉛筆とか、そういうものは頭に染みついていますので、自分で用意してきたんですけどね、ただ、そういうことは、後々の作業のときにそういう無駄が出てくるというのがすごく悔しかったんですよ。情けなかったというか、それだけのことです。

○裁判員経験者（8番）

職場や家庭の中でどのように調整されましたかというのは、職場ではすぐ断ってくださいと言われたんですけど、本社に聞いてみてくださいって言ったら、次の日にすぐオーケーが出ました。家は、義務だから行かないといけないということで、すぐそれは両方ともスムーズに解決できました。それで、日数と連日開廷ですが、17日間あったんですけど、決められた日数というか、その時間、そういうものだと思って、頑張ってたんですけど、ふだん2時までのパートなので、5時までというのは正直緊張感が長いなと思って、きついなと思ったことはありました。でも、そういうものだと思ってやりました。とてもいい経験だったと思っています。

○司会者（伊名波裁判官）

はい、ありがとうございます。では、審理の中身に入っていきたいと思うのですが、第1回の最初の頃に、検察官、それから弁護士からそれぞれの主張がされる、冒頭陳述というんですが、これが十分に理解できたかどうかというところはいかがでしょうか。

○裁判員経験者（1番）

まず、とにかく必死だったということがあって、時間が長いとか短いとか、証拠が多い少ないとか、分かりやすい、分かりにくい、ああしてほしい、こうしてほしいなんていうような、そんな余裕は全然なくて、とにかく限られた時間の中で、限られた資料の中でとにかく理解したいという、何か、集中力だけでやっていたよう

に思いまして、当時は本当にそういう感じでした。終わってから振り返ると、ああ、あれはどうだったのかなと思うようなこともありましたし、また、休憩時間なんかは何ったお話では、裁判官の方々も裁判までにかかなりの日数と時間をかけて準備をしておられたということも伺ったのを思い出して、ああ、そういう証拠を、たくさんの時間、もちろん検察の方も弁護人の方も長い時間準備されたものの中で、どんだけのものが聞けたのかとか理解できたのかというのは分からない、今となっても分からないですが、そんなに本当は理解できてなかったのかなという不安になったり、でも、よく分かっていたような気もしたりというようなのが今現在です。

○裁判員経験者（3番）

冒頭陳述ですか、検察官の方は論理が明快で分かりやすかったです。弁護人の方もなかなかよかったと思うんですが、ちょっと言葉が平たんというか、抑揚がなく、もう少しめりはりがありましたら素晴らしかったというように思います。全体的な意味は理解できました。

○裁判員経験者（4番）

初めてのことで、9日間で理解できたかと言えばできていないと思われます。でも、一生懸命その当日のことを思い出しながら書いたことで、それを思い出しながら朝早く出てきまして、そのノートしたものをもう一回読み返してみたりして努力することはしたと思います。そして、先ほど言われましたように、検察官の方ははっきりと滑舌が良くて聞こえたと思います。はっきり理解できるように聞こえたと思います。弁護人の方は、私も、隣の方と同じように、口ごもるというんですかね、声が前に出ないというんですか、はっきりとした言葉でおっしゃらなかったのも、えっという感じで、記入も漏れたことが度々ありました。

○司会者（伊名波裁判官）

第1回の冒頭陳述のときに、最初の段階で検察官からされ、また弁護人から続いてされるんですが、その初日の段階で、聞いた段階で検察官が言おうとしてるストーリーがちゃんとすっと入ってきたかどうかという点なんですけども、いかがでしょうか。

○裁判員経験者（3番）

よく分かりました。こういうことを言われたいんだなというのは理解できました。決して弁護人の方を悪く言うんじゃないし、もう少しめりはりというんか、あればよかったんじゃないかなと思うんですけども、常に、ちょっと声が低かったようなんが、少しだけね、残念だと思います。

○裁判員経験者（4番）

私も、やはり検察官の方と弁護人の方の言われようとしてることは理解できました。これからこのように流れていくんだなと、その当日、初日から思いました。

○裁判員経験者（5番）

特に悩むことはありませんでした。

○司会者（伊名波裁判官）

いきなり法廷に翌日入ったということなんですけども、検察官の主張してること、これから証明しようとしてる事実について、あるいは争点についてどういう主張を検察官あるいは弁護人がしてるのかということはずっと入ってきたでしょうか。

○裁判員経験者（5番）

はい、言われることとか話されること、言われることは、大体、専門用語もかな

りかみ砕いて、分かりやすいように、私たちに理解できるような言葉で表現してくれたなど、かなり砕いてるなと思いながら聞きました。だから、余り分かりにくいなと思うことはなかったです。本当に長い時間の中で、法廷の場で分からないようなことがあったとすれば、それは必ず記述して、後で裁判官の方に聞いたり、そしてたら調べて教えてくれたりとか、みんなに、あれはどういうことだったんかとか、何か言ったのはどうだったんか、聞くことがあったので、悩むことはほとんどなかった、最初の冒頭陳述でも理解できました。専門用語でもかみ砕いてあったと思います。

○司会者（伊名波裁判官）

では、6番さん、先ほど書類を見て理解がちょっとできなかったところもあるというふうに言われたんですが、その点も含めて。

○裁判員経験者（6番）

やはり初めての経験で、冒頭陳述がどういうものかということも分からなかったんです、実は。それで、とにかく一生懸命で聞きました。聞くことがとにかく私にとっては精いっぱい、その日は本当に精いっぱいだったなというような気がいたしました。だから、理解する、理解しないじゃなくて、何か、言葉を追っかけていって、それをメモする、それが精いっぱいだったような気がいたします。

○裁判員経験者（7番）

自分なりに理解できたと思うんですが、どこまで本当に理解できたか、ちょっと分かりませんが、最初に配っていただいたメモがよく分かりやすかったんで、それを見ながら冒頭陳述を聞いて理解したつもりではいました。

○裁判員経験者（８番）

すいません，冒頭陳述って，最初の，初日のことですか。

○司会者（伊名波裁判官）

そうです。

○裁判員経験者（８番）

初日は，何が何だかちょっと分からなかったです，正直言って。どんな事件かも
というか，ちょっと・・・。

○司会者（伊名波裁判官）

選任手続が初日にあって，その日の午後から審理が始まったんですよ。

○裁判員経験者（８番）

はい。ちょっとはつきり覚えてないんですけど，だんだんと分かってきたような
気がします。初日は，えっ，どんな事件なのみたいな感じで，ぼわんと分かった感
じですけど，つながりが，証人の方がたくさんおられたので，人数が多かったの
で，私の中で，登場人物が多かったの
で，ちょっと初日は，帰る頃は何となく分かった
んですけど，つながりがちょっと分からなかったです。

○司会者（伊名波裁判官）

要するに，登場人物がたくさんあって，その関係とか，誰がどうしたというところ
がちょっと頭に入りにくかったということですかね。

それでは，ちょっと時間も押してますので，供述調書の朗読の点について御意見を
伺いたいと思います。証拠書類の中でも，ある人が警察や検察官に対して述べた
内容を捜査機関がまとめて作った供述調書というのがあるんですが，その朗読を聞

いて十分理解できたかどうかということ，あるいは法廷でその本人に直接確かめてみたいというふうなことはありませんでしたかということについてお願いします。

○裁判員経験者（1番）

そうですね，先ほど言ったように，長過ぎるとかというようなことを感じる余裕もなかったんですが，ただ，やっぱり，文書に書かれたことを読んでおられるとか話しておられたと思うんですが，やっぱりそれはどういうニュアンスなのかというのは本人に確かめたいと確かに感じましたし，被告人には質問の時間がありましたので，それを確かめることができたように思います。

○司会者（伊名波裁判官）

1番さんの場合は，犯罪事実については争いがなくて，被害者の調書などもずっと朗読ということだったと思うんですが，犯罪事実に関するそういう証拠，供述調書を読まれるのを聞いててずっと入ってきたかどうかについてはいかがでしょうか。

○裁判員経験者（1番）

一生懸命自分の頭の中で，その言葉を聞いて映像を作りながら理解しようとして必死で，自分なりに理解したとは思いますが，それが本当に，じゃあ，事実のとおり理解できたかと言われると，それは分かりません。

○裁判員経験者（2番）

控室でフリートキングなり，趣旨説明が十分あったもんですから，それで，休憩がございますよね，そのときも，次はこういう流れになるよというようなことが事前に説明していただいた過程があるもんですから，非常に分かりやすかったように思います。

○裁判員経験者（3番）

供述調書は分かりました。直接本人に聞いてみたいということもあったんですが、悩んでるうちに時間がなくなって終わりにになりました。そう難しいことではなかったんですけどね、ちょっと時間がなかったなという感じです。

○司会者（伊名波裁判官）

今の、疑問に思って聞いてみたいと思う点があったんだけど、聞いてるうちに時間がなくなると、ちょっと、もう少しかみ砕いて説明してください。

○裁判員経験者（3番）

おっしゃるとおりです。それは、本人に、小学校から中学校、あるいは高校のときまで、強い者には極めて弱く、意識なく、また大勢の人はそうだと思うんですよ、だから、度外れて弱い者には強く当たる、そして人をいじめると、度を超していじめるといような性癖がなかったかなという、そういうことを漠然と考えてたんですけどね、生い立ちとか、いろんなことを勘案して聞いてみたかったなと思ったのは、そういうことなんで、そう難しいことではありませんでした。

○司会者（伊名波裁判官）

それは、供述調書の朗読を聞きながら何かそういうことをぐっといろいろ考えてみた、同時に考えてみたということなんですか。

○裁判員経験者（3番）

おっしゃるとおりです、はい。

○裁判員経験者（4番）

やはり初めてのことで、書類に目を通すということも慣れていませんので、努力

しながら目で追って一生懸命理解するように心掛けました。そして、被告人本人に確かめてみたいという感じを受けたということですが、被告人本人が供述というんですかね、されたときには弁護人の指導を受けて、そのまんま、きれいな言葉で述べているように思われました。

○裁判員経験者（5番）

別に長過ぎるということの感じはなかったですし、大体内容も理解できたと思います。本人に確かめてみたかったということはあるんですけども、私が当たった事例に関しては妄想障害だったですから、その妄想に関するものなのかどうかという、その判断にむしろ苦しむことが多くて、あと、評議になってから、むしろあのときはどうだった、こうだったということに、あのとき聞いてみとけばよかったねというふうに思い返すことのほうが多かったです。そのときは気が付かなく過ぎていってしまいました。

○司会者（伊名波裁判官）

本人というのは、この供述した、証人になるんだったら証人、その本人ということの意味なんですけどね、ちょっとそれは置いときますけど、5番さんの場合だと、被害者の方がたくさん証人尋問に出られましたよね。けれども、中には証人尋問で出てこられる代わりに被害者の方の供述調書が朗読されるという場面も一つ二つあったと思うんですが、被害者の供述調書を聞いた分と、あるいは別の場面での、別の被害者の方が証人尋問で直接聞いた場合とで、ちょっと理解に差があったかどうか、あるいは本人に確かめたいことをもっと聞けたのになと思ったことがあったかどうかについてはいかがでしょうか。

○裁判員経験者（5番）

本人というのは被告人本人ですか。

○司会者（伊名波裁判官）

いや，証人。証人というか，供述調書だと，その供述調書の供述者という，被害者本人ですね，被害者本人の話です。

○裁判員経験者（5番）

ありましたですね。それは，気が付いて聞きたいなと思ったのは終わってから，評議に入ってから議論していく中で，話し合っていく中で，あのときああいうふうに行ったけど，これはどうだったんだろうか，もっと追及しとけばよかったなというふうに出てきたように思います。結局，法廷に出てる間はとにかく書き写したり聞くことが精いっぱい，疑問に思うことは後で，1時間の後に10分休憩とかで話し合う時間が常にありましたから，大体そのときに聞くようにはしていったので，かなりそれで対応というんですか，処理はできたんですけども，それでもなおかつ評議に入ってからやはり疑問に思うことは出てきましたね。だから，そこを追及してみたかったなというのは今でもあります。

○司会者（伊名波裁判官）

被害者Aさん，Bさんおられたとして，Aさんは証人尋問で出てきて直接証言をしてると，Bさんについては証人尋問がなくて，Bさんの供述調書が検察官によって朗読されたという，そういう場面がありましたよね。そのAさんの証言とBさんの供述調書が読まれたのを聞いて，何か差があったかどうかということなんですけど，分かりやすさとか，あるいは確かめてみたいところがあったかどうかとかというところの。

○裁判員経験者（5番）

それは，そこは余りなかったように思います。

○裁判員経験者（6番）

供述調書を聞く頃は充分聞くことになれてきたという、そのときでしたので、私
の場合はしっかりと聞くことで十分に理解できたと思います。

○司会者（伊名波裁判官）

今のは供述調書の話ですね。

○裁判員経験者（6番）

そうです、はい。理解ができました。

○裁判員経験者（7番）

自分も理解できたと思います。直接確かめてみたいと感じたことはなかったです。

○司会者（伊名波裁判官）

8番さんの場合はほとんど証人だったと思うんですが、供述調書についても少し
はあったかと思うんですが、それを前提にお願いします。

○裁判員経験者（8番）

分かりやすかったです。非常によく理解できました。

○司会者（伊名波裁判官）

では、続いて、証人尋問と被告人質問ですが、検察官や弁護人の尋問あるいは質
問が争点とどういうふうに関わっているのかという、なぜこういうことを聞いている
のかということがよく分かったかどうかということですね。あるいは質問が長過ぎ
るとか、短過ぎるとか感じたことはなかったでしょうかということについてです。

○裁判員経験者（1番）

争点というのが余りなく、被告人自体ももう認めておられたので、余り質問が長かったりとか分かりにくかったりとかこの意味は何だろうというようなことはなかったと思っています。

○裁判員経験者（2番）

同意見でございます。

○裁判員経験者（3番）

全体的に理解はできました。弁護人の方がちょっと、少し回りくどいかなという印象は受けましたが。あとは、長いとか短いとかいうことはなかったように思います。

○裁判員経験者（4番）

争点って、本当に法律って難しいなって思いましたね、つくづく。山場というんですかね、一番大切なところだと思うんですよ。それで、難しいなと思いましたね。それで、弁護人の調査内容は、私が思ったのには、ちょっと大げさに正当化というんですかね、聞こえがよく言われたところがありましたので、ええっ、という感じで疑問を持って聞いたところがありました。ちょっと、しっかり覚えてはないんですが、そのように記憶しております。検察官の調査内容は納得がいくように言葉もはっきり聞き取りやすくて良かったんじゃないかなと思いました。

○司会者（伊名波裁判官）

今言われたのは、質問の内容が分かりやすかった、あるいはちょっと難しかったということでしょうかね。

○裁判員経験者（４番）

そうですね，はい。

○裁判員経験者（５番）

私も，争点でどのようにと，よく分かったかというのは別に悩まなかったですね。大体分かって理解できたと思っております。長過ぎることも短過ぎることもありません。

○裁判員経験者（６番）

両方の話を聞くことで，頭の中が整理され，やっこの頃になって，私の頭の中が整理されてきたように思います。それから，それぞれの顔の表情を見ながら，いろいろなことを考えながらメモをとることができました。やっとなれてきたというところでしょうか。

○裁判員経験者（７番）

大体争点とどう関係があるか分かったつもりでいましたけど，少し弁護人の証人尋問の中で，どうしてこういう質問をしつこくするのかなといったことが少しあったように記憶しています。

○裁判員経験者（８番）

すごく印象的だったのが，弁護人の方が，どの証人の方にも，まず最初に，僕の顔を見て怖いですか，目を合わせるのが怖いですかって確かおっしゃったと思うんです。そういう質問をしなくちゃいけないのかなと思ったのはすごい不愉快になったんですけど，全然，争点も何も最初ない感じがして，まず最初の質問が怖いがかって，何か威嚇してるような感じで，すごく嫌な感じを受けたのがちょっと，すいません，この質問に合ってるかどうか分かりませんが。あと，質問が長過ぎる

とか短いとかは感じたことはないです。弁護人の声が小さかったので、何回も、毎日のように声を大きくって裁判長がおっしゃって、だめでした、ほとんど毎日みんな言っていましたね、声が小さくて聞きにくいと。

○司会者（伊名波裁判官）

それでは、証拠調べを終えて、最後に検察官、弁護人からそれぞれ意見が論告弁論という形で述べられるのですが、その内容を十分理解できたかという点についてお願いします。

○裁判員経験者（1番）

はい、十分に理解できましたし、割とどちらの立場でも想像し得たことをおっしゃった裁判だったので、十分に理解できたと思います。

○裁判員経験者（2番）

理解できました。

○裁判員経験者（3番）

弁護人の弁論が、私の場合は飲酒酩酊ということなんですが、証人の先生方もおられたんですけども、少し心神喪失あるいは心神耗弱に結びつけようと強引にしているのかなという印象は受けました、弁論を聞いていまして。ちょっと無理があるように、素人ですので、そういうふうに感じました。

○裁判員経験者（4番）

日数がたつにつれて、やはりおっしゃりたいことが理解できたと思います。やはり、先ほども言いましたように、弁護人の方の声が小さくて聞き取りにくかったのは今でも思い出します。

○裁判員経験者（5番）

私なりに理解しました。特にしにくかったということは思い出しません。

○裁判員経験者（6番）

それぞれの見方をしっかりと聞くことができ、理解できました。やっと筋が見えてきたような感じがいたしました。

○裁判員経験者（7番）

理解できました。

○裁判員経験者（8番）

よく分かりました。理解できました。

○司会者（伊名波裁判官）

では、続いて評議の話に入りますが、評議で自分の意見を十分言えたかどうかと、あるいは評議の時間が適切だったかどうかと、それと、よく質問が出るころなんですけど、裁判官に誘導されたと感じたことはなかったかどうかという点も含めて、1番さんからどうぞ。

○裁判員経験者（1番）

まず、時間が適切かどうかという点について、ちょっと私は分かりませんでした。ただ、自分の意見を十分言えたかという点、それは正直言うと、それは言えませんでした。自分自身の性格もあると思いますけど、まず人の意見を聞いてしまうんですね。意見を十分に聞いて、自分の意見を熟成させて、それでやっと言えるという性格ですので、それは十分に言えたかと言われればそうではないと思います。ただ、自分が何十年間か培ってきた意見というものを短い時間に何日か前に初めて

会った人たちの意見を聞いて、どんどん自分の意見が変わっていくというのはとてもちょっと面白い経験、面白いというところとちょっと語弊がありますが、そういう経験でした。

○裁判員経験者（2番）

先ほども言いましたが、法廷にいるときと、それから控室で皆さんと話をしているときですね、その話がうまいこと円滑に進んでいくから法廷に行っても理解しやすかったというのが非常に印象的です。ですから、我々素人ですから、何も分からん状態で臨むわけなんですけども、そういう事前の説明なり話合いなりがうまいこといくというのはいいことだと思います。

○裁判員経験者（3番）

十分、雰囲気がよくて、十分に言えた、あるいは裁判官に分からないことは聞きましたし、適切に答えていただきました。良かったと思います。

○裁判員経験者（4番）

一般人で、知識もない私が、人の前で、思っていることをポイントをつかんで、言われることに対してポイントをつかんで意見をすることは難しいことだと思うんですけど、こちらが発言させていただくような雰囲気はあったと思います。良かったと思います。

○裁判員経験者（5番）

評議での意見は、自分としては100パーセント言えたかというところとちょっと苦しいんですけども、かなり自分個人は言いました。ですけど、メンバーも長くなると、それぞれ個性が出てくるのもあったんでしょう、横やりを入れられて話をとられたりとか、そういうときには、ほかの人が言ってるのに、やはりとると、意見を阻止

する、阻止じゃないんですけども、邪魔しているように見えるんですが、相手の意見をやはり聞くということも必要なのかなと思ってみたりするんですけど、みんなの意見が十分出てなかったようなことを私は感じながら評議が終わったと思います。みんなの意見を、できたら、本当は一人一人聞けばいいんでしょうけど、時間の関係もあるからそうはいかないのかなと、何か言うた者勝ちじゃないんですけど、しゃべるほうが強かったのかなと思ってみたりする場面も多々あった、だから、会議の在り方じゃないんですが、これは評議ですから、相談しあう場ですから、もっと相談し合えたらいい場になった、よかったのかなというふうに、そのときからずっと感じてましたけど、なかなか進め方が難しかったのかなと思います。裁判官に引張られたとか、そういう誘導的な部分というのは、100パーセントなかったとは言いませんけども、思いを突っ込まれたときに、突かれたときに、その気持ちが自分でなかなかうまく専門的に表現できない、伝えることができない苦しさを私は感じて、専門分野の方にはやはり私たち素人の気持ちというものを伝えるのは難しいなというのをつくづく感じました。

○裁判員経験者（6番）

私の出席させていただいた分は非常に雰囲気良くて、ここにいらっしゃる裁判長が大体まとめていただいたものです。6日間で、あれだけ知らない人たちが一つになって意見をまとめていくというのはすばらしいことだと思いました。

○裁判員経験者（7番）

評議では十分自分の意見は言えたし、周りの、全体のメンバーも、十分ではないでしょうが、皆さんの意見を聞いて、評議の時間は、適切とはいいにくいですが、時間の関係もあって、いい時間、長くも短くもなく、いい時間だったと思います。裁判官の誘導は全くありませんでしたけど、裁判官の意見はすごく参考になって、判例のほうも参考になって、それが一つの物差しというか、全然、全く分からない

メンバーですんで、それはすごく参考になりました。

○裁判員経験者（8番）

評議で自分の意見は言えました。それで、裁判長の方も裁判官の方も、みんなが質問すると、すごく丁寧に教えてくださるんですよ。こんなこと聞いても恥ずかしいなという感じもあるようなことでも、本当、黒板に丁寧に書いて説明して下さって、本当、通いながら感心というか、感謝してます。雰囲気もよかったし、意見も言いやすかったです。時間は適切というか、いいと思います。

○司会者（伊名波裁判官）

それでは、守秘義務に違反するかどうかということについて、迷ったことがありますかということについてお願いします。1番さんから。

○裁判員経験者（1番）

特に迷いはありませんでした。裁判は公開ですので、法廷であったことはオーケーで、評議や裁判員の個人的なこと、評議の中であったことというのは守秘義務があるというふうな理解で、特に迷いはありませんでした。

○司会者（伊名波裁判官）

すみません、それから、裁判員候補者や裁判員の負担も少しでも軽くするにはどういった点を改善すればよいでしょうかということなんですが、それもあわせてお願いいたします。

○裁判員経験者（1番）

負担というのは、軽くするようなアイデアはないんですが、このような、例えば意見交換会が行われていることですか、あと、裁判の間、日程の中でも休憩時

間などにお話ししていただいた，裁判官の方に質問したりお話ししていただいたことなどが，そういうフランクな場もあるというようなことをもっと多くの人が知れば，そんなにしゃちほこばってというか，かたくなって裁判所へ来ることもないと思いますので，そういった広報をもっとしっかりしていただければ楽になるのかなというふうに思います。

○裁判員経験者（2番）

通知，連絡を密にできるようにすれば，出席率がどれぐらいか分かりませんが，裁判員になられる方がすんなりで行けるんじゃないかというような気がいたします。

○司会者（伊名波裁判官）

守秘義務に違反するかどうかということについて，迷ったことがあるかどうかということについて。

○裁判員経験者（2番）

そうですね，守秘義務というのは，そこで起きたことは一切報告をしてはいけないというような観念がありますから，なるべくしゃべらないようにはしとります。

○司会者（伊名波裁判官）

法廷で起きてることはよろしいんですけどね，誰がどういう意見を言ったかとか，どういうふうに結論が決まったかということについての部分です。

○裁判員経験者（2番）

はい。

○裁判員経験者（3番）

守秘義務は当然あると思います。法廷での出来事等、後で、ここで問われていることとは関係ないかも分かりませんが、いろいろ聞かれたことはあります。新聞に載つとるから、それをコピーしていましたので、このとおりのこと、ちょっと愛想が悪いけど、それ以上のことは一切しゃべっておりません。それから、次のあれなんですけど、呼出状がありましたですね、選任期日の。その段階で、できれば、これは難しいと思うんですけども、職場なんかに、裁判所のほうから裁判員候補あるいは裁判員として選任されるかも分からないという協力依頼みたいな文書が出していただければ誠に助かると思うんですけども、これは難しいかも分かりませんが、自分の考えです。

○裁判員経験者（4番）

守秘義務で迷ったことはありません。そして、ノートも持ち帰られなかったことはよかったですと思います。それから、負担とは思わなかったのですが、9日間は一気に書くことが多かったのも、一番重要なところはパソコンなどで打っていただいて、コピーなんかを当日ばつと10枚ぐらいしてもらって、人数分してもらって配ってもらったら良かったかなと思ったりもします。そして、裁判員の中には、あの人をこういうふうな年数にしたからどうしようかという、精神的に思い込む人もいらっしゃると思いますが、そういうときはやはり趣味とかいろいろ、自分の気分転換を考えて日常生活を送られることがよいと思います。

○裁判員経験者（5番）

守秘義務に関しては、仕事もそういう関係にありましたから、悩むことなく、こういうものなんだということを理解しました。だから、悩むことはありませんでした。それから、今後のことについてなんですけど、いろんな事件が起きると、井戸端会議的に非難するようなことはよく話しをするんですけど、実際裁判員になって

みて感じるのは、やはり、国民の声を専門分野の方に直接言えるチャンス、機会を与えられたんだということを理解したら大分違うんじゃないかな、裁判として出る認識の仕方というのがあると思うんですけど、そういうふうなのを認識して出ればもっともっと言いやすい、評議のときなんかにももっと言えたんじゃないかなというのは後で本当に感じたし、これからも自分の周りにもそういう者がいたらそういうふうにか声をかけてやりたいなと思うんです。余りにもこの裁判員というのはひっそりこっそり動いてるような気がしてしょうがないんですよ。それを、何か今いい方法を思いつきませんが、例えばメディアを通してでも、ほんの商業的でもいいんですけども、裁判員になる者はこういうふうなんだというようなものが流せるように、日常茶飯事的にいけばもっとみんなが裁判員になってもこうなんだと、気楽に参加できるんじゃないかなというのは感じるんです。守秘義務、守秘義務といっても、自分が中のことを言わなきゃいいわけですよ、でも、裁判員になったらこういうことが必要なんだということをやはり、必要というんですか、そういうことがあればもっと出やすかった、うまく表現できんですけども、そういうことを感じましたですね。だから、お願いしたいなというのを感じます。うまく表現できませんが。

○裁判員経験者（6番）

守秘義務については、2日目に裁判長から説明を受けましたので納得いたしました。それから、改善点ですけど、2009年からいろいろと、きつとこういう会を持たれながら改善されてきたと思います。今のところ、余り思い当たりませんが、私はとてもこうして選ばれることを待ち望んでおりました。ですから、こういう人たちがもっともって増えてきてくださるように、年月を重ねますと、それだけまたなされる方々が増えてきますので、心待ちに待っておられる人が一人でも増えてきますように努力をしていただきたいなって思いました。

○裁判員経験者（7番）

守秘義務に関しては迷うことはありませんでした。負担を軽くするには、難しいと思うんですが、最初の選任手続に来て、裁判員にならずに帰られる方が多いので、それを少しでも少なくされたらいいというか、やりたい人はいっぱいいると思うんで、がっかりこないというか、ほんなら行かんでもええわという話にはならんんじゃないかと思いました。

○裁判員経験者（8番）

守秘義務に違反するかどうか、迷ったことはありません。そんなものだと思って理解しました。負担を軽くするにはというのは、私、選任される日に、正面の垂れ幕に多分書いてあったと思うんですけど、「自分の意見で」とか「自分の言葉で」と確か書いてあったと思うんですけど、それを見て、何かほっとしたんです。それも呼出状のときに2か月前に来ますよね、それに少し大きく書かれたらどうか、すごく難しいイメージで持ってたんですけど、その垂れ幕に書いてあったんで、自分の言葉で、自分の、ちょっと忘れちゃったけど、その言葉がすごく分かりやすく、自分に分かる範囲で答えたらいいのかなというのを思うので、その言葉がすごくよかったので。

○司会者（伊名波裁判官）

ありがとうございます。では、最後に、これから裁判員になられる方へ何かメッセージを頂きたいのでお願いいたします。1番さんからどうぞ。

○裁判員経験者（1番）

とにかく条件がもし許せば、皆さんに経験していただければ、本当にこれはいい経験になるとお伝えしたいと思います。社会参加の機会といいますか、選挙のように、もちろん義務でもありますがけれども、権利でもあるというように考えて、経験

を是非されたらとお勧めしたいと思います。

○裁判員経験者（2番）

私は、経験からいきまして、裁判員にならせてもらったということに対して、最初はよく意味が分からなかったんですけども、やってみて随分世の中のために役に立っているんだなという自覚を持ったわけですよ。ですから、もうちょっと裁判長のほうからメディアなんかを通じて、若い人に訴えるような、初めての人に訴えるような方法というのがないものかなというような感じはいたします。

○裁判員経験者（3番）

社会常識さえあれば何の心配もいらないと思います。それと、呼出状が届いた段階で、必ず職場には上司に一応報告しておくことですね、自分の周りにも。別にそれは守秘義務ではありませんので、こうこうで呼出状が来た、ひょっとしたらそういうことになるかも分からないという意味のことを説明しておいたほうがよいと思います。

○裁判員経験者（4番）

私は、この人生の中で、このような経験ができることはもう二度とないと思います。できることを誇りに思いました。家族も後押しをしてくれたので、楽しくというのでは言い方がちょっと悪いのですが、興味を持って毎日を務めさせていただきました。裁判に対する流れも少しは理解できたと思います。また、専門知識も少しは頭に入ったかなと思います。これからメディアとか、いろいろそういう場面が、見ることがあると思いますので、やはり自分もそういう経験したんだなという気持ちを入れて見たいと思います。大変なんだなということを思いながら見ていきたいと思いますので、皆さんも是非参加をしてみたいと思います。

○裁判員経験者（5番）

大したことは言えませんが、社会常識さえ持っていれば、勇気を持って参加したらいいと思います。私みたいに拒否して逃げ腰じゃなくて、経験してみたらいいかなと思います。私の周りの者も、経験したことによって、非常に興味を持ち出した者がいて、是非やってみたいというんじゃないですけど、裁判員制度の在り方というものを勉強してみたいなというふうな者も出てきました。だから、私はこもるほうだったんですけども、こもらなくて、裁判員をやったんだということが堂々と言えるようになったらいいかなと思います。だから、頑張って義務を果たしてもらえたらと思います。

○裁判員経験者（6番）

今まで不思議に思っていたことは、裁判員という話をすると、私以外に該当する人がほとんどいなかったということ、これが驚きでした。それくらい選ばれるということは、競争率というか、非常に狭き門であったなという感じがいたしました。貴重な経験をさせていただいて本当にありがとうございました。これから未経験の人に伝えたいことは、選ばれたなら積極的に経験してほしいと思います。それから、これからの人生に何かしらきっとプラスになるんじゃないかな、そういう確信を持っております。

○裁判員経験者（7番）

なかなか希望してもできるものじゃないですから、せっかくのチャンスなんで、しっかりやっていただいたらいいと思います。

○裁判員経験者（8番）

知らない言葉とか、知らない世界を本当体験させていただき、本当感謝しています。もうこれは呼出状が来たら義務だと理解して、積極的に参加してほしいと思

ます。自分でも、何か、人生に幅ができたような感じがして、とてもよかったと思っ
てます。

○司会者（伊名波裁判官）

それでは、最後に、出席されてる検察官，弁護士，裁判官から一言お願いしたい
と思います。

○法曹三者（瀬戸検察官）

本日，御出席していただいた裁判員の皆様方には貴重な御意見を頂きましてあり
がとうございます。私が本日聞いていて印象に残ってるのは，冒陳メモ，検察官だ
けじゃなくて弁護人も作られておるわけですが，冒陳メモをやはり大事にして
いただいているなど。もちろん冒陳メモというのは，検察官が冒陳のときに単に読み
上げる原稿ではなく，いわゆる計画表，検察官からすると立証の計画表なわけです。
立証のときに，今，計画表のどこをやっているんだというふうなのが分かるように使
っていただくことは当然想定してはやってはおるわけですが，それが，やは
り私たちが考えてるよりも更に大事にいただいているということで，今後もそう
いうふうな立証メモ等をより分かりやすいようにしていきたいと考えました。

○法曹三者（滑川弁護士）

今日は貴重なお話を聞いてありがとうございます。まず，弁護人として，話を聞
いて思ったのは，まず，弁護士が紳士的にならないといけないことが重要かなと思
いました。弁護士の態度によって，何か，裁判員の印象が悪くなってしまったら，
それは被告人にとって非常に問題のあることですし，非常に重大なことだと思っ
ます。それで，弁護士としては，やはり分かりやすい裁判を心掛けて，これからも
スキルアップしていきたいんですけど，分かりやすくする反面，例えば正確性が欠
けてしまって，正確に伝えられない問題が出てきてしまうのではないかという危惧

があつて、そういったことについては法曹三者でまた考えていかなければ問題があるなと思ひました。最後に、検察官が冒頭陳述について述べたので、弁論について述べさせてもらいます。弁護人の弁論の目的というのは、弁護人の意見を裁判員の方に共有してもらいたいというのが一つあります。それは冒頭陳述や証拠調べを通して、証拠調べに出た証拠によって弁護人は意見を述べるんですけど、それを共有してもらいたい。それを共有してもらったものを評議の場に持ち込んでもらって、そこで裁判員の方にも弁護人の意見を代弁してもらいたい、そういう意図でやります。そのために、今まで、説得の対象が裁判官であったんですけど、これからは裁判員になったということで、裁判員に分かるために、日常的な言葉で説明しようとして今努力しています。今回の経験を機に、弁護士もスキルアップをしていきたいので、本当にありがとうございました。

○法曹三者（芦高裁判官）

今日は本当にありがとうございました。本当に皆さん暖かい言葉を頂きまして、やはり裁判員裁判に関与してる者として、非常に感銘を受けました。ただ、何か、裁判員制度、何かひっそりこっそり動いてるというような御意見もあつて、やはりまだまだ私たちの広報活動というのが足りないなというふうに思っております。この制度は、まだ始まって3年半ですよね、やはりこれから5年、10年、もっと長く続くことによって、日本の社会に根づいていくことになるかと思ひます。皆さんもちょっと長い目で、暖かく見ていただきたいというふうに考えております。今日は本当にありがとうございました。

○司会者（伊名波裁判官）

それでは、続いて司法記者クラブからの質問応答タイムにしたいと思ひます。じゃあ、どうぞ。

○司法記者クラブ幹事社

皆さんお疲れのところ、このようなお時間を設けていただきありがとうございます。司法記者クラブ幹事社でございます。よろしくお願いいたします。物事には順序がありまして、最初に皆様に大体ソフトな質問をした後にだんだんだんだん話題を重くしていくというのが我々の常套な手段ではあるんですけども、ほとんど我々が気になることというのが事前の質問で出てしまいましたので、いきなりちょっと重いところからの話にはなると思うんですが、お伺いしたいことが二、三点ございます。

まず、皆様が携わられた裁判員裁判の中ではそういうケースがあったりなかったりというところもあると思うんですけども、裁判員裁判の中には、最近、責任能力という言葉が出てきて、その責任能力が問題になるケースが多々見受けられます。皆様の経験者としての御意見でお願いしたいんですけども、裁判員というのが責任能力を判断するというところに、最終的な判断を下すということについてはどういったお考えをお持ちなんでしょうか。皆様の御意見が伺えればと思います。

○裁判員経験者（1番）

私のケースではそういったことはありませんでしたけれども、私たち素人にどういう資料を与えられて、どういう判断をしたらいいのかというのは、きっと、かなり迷うとは思いますが。ただ、逆に、日常そういった責任能力とかというような話題になったときに、専門家だけが判断するのって本当に大丈夫なのかなという、逆に怖いなと思っているところがありますので、裁判員がしていいかどうかという、判断するかどうかということは、ちょっと、いいかどうかは分かりませんが、その可能性もあっていいのではないかなと思います。

○裁判員経験者（2番）

責任能力ということは、誰にも責任能力があるとは思いますが。ただ、こういう

のが始まって3年たつということで、いわゆる開かれた裁判ということで、皆さんが認知してくればいいんですけども、まだそこまで行ってないと思います。ですから、広報関係の方に、もうちょっと、こういう具合なことをやっとなるんだということの時折時折、紙面の片隅とか、映像であれするとかいうような広報活動をしていただきたいと思います。

○裁判員経験者（3番）

責任能力ということなのですが、大変難しい問題だと思います。加害者及び被害者双方に、どちらかに一方的に感情移入するということではなく、専門家の精神科ですか、先生も恐らくそういう場合は複数出られると思いますが、その意見を拝聴して、良心に従って自分の意見を述べたらいいと思います。

○裁判員経験者（4番）

そのような可能性があってもよいと思います。事件によっては、知識のない素人の考え方というんですかね、素直な考え方で意見を述べて、中立な立場でそのような状況になることはやむを得ないと思います。

○裁判員経験者（5番）

私のほうはむしろちょっとお聞きしたいんですが、裁判員の責任能力というのはどうのことですか。

○司法記者クラブ幹事社

被告人の責任能力、例えば、犯行当時に通常の状態、責任能力のある状態であったかどうかというのを裁判員の皆様が最終的に判決の段階で判断をされるということなんですけども、それ自体を裁判員の皆さんが判断をされるということに対して何か意見をお持ちではないでしょうかという趣旨の質問ではあるんですが。

○裁判員経験者（5番）

被告人がその能力を持ってるか，責任能力があるかないかということの判断ということですか。

○司法記者クラブ幹事社

はい，そうです。

○裁判員経験者（5番）

私たち裁判員というものは，一人一人集まった者で評議していく中でそれを話し合っていくわけですから，そののところも煮詰めていくわけですから，あった，ないというのを結論づけて，あるかないかという，出すケースについてどう思うかと言われましても，そのケース・バイ・ケースじゃないですけど，その評議の中で決めていくことですから，私たちは何ら悩むことなく，さっきから言ってますけど，スローガンにあるように，自分の言葉で，感覚で，視点でというんですか，とにかく自分にそれを言い聞かせながら参加しましたから，中立の立場であることは当然であるということを思いました。だから，それをとにかく頭に入れてやるということですから，結論はあるかないかというのは，ない人にはどうするんかというのは難しいですよ。すいません，答えにならなかったかもしれない。

○裁判員経験者（6番）

私の場合は，精神科のお医者さんのお話を聞きながらみんなで話し合っって判断をいたしました。ですから，そのお医者さんの意見が私たちの多分根底にあって，そこから話が発展したんじゃないかなと思います。

○裁判員経験者（7番）

法廷の中の証拠等で，責任能力だけじゃないと思うんですが，いろんなことを評

議の中で話ながら決めることなんで、別にそれについてはどうとも思わないというか、普通のことだと、そういうことも裁判員は判断しなくちゃいけないことだと思っています。

○裁判員経験者（8番）

私もよく分からないんですけど、テレビなどでよく責任能力云々というのを聞いて、本当なのかなと思うことは多々あります。でも、裁判員がそれを決めるって、一緒に決めるというのは、ちょっと私は、今のところちょっと自信ないです。自信ないというか、難しいと思います。

○司法記者クラブ幹事社

ありがとうございました。では、次の質問なんですけども、同じような話にはなってしまうんですけども、当然量刑の軽い重いというので一概に言えないところではあるんですけども、可能性として、裁判員の皆さんが最終的に死刑という判決を下す可能性もあるということに対して、皆さんが経験された中で、どのようにお考えでしょうか。1番の方から答えていただければと思います。

○裁判員経験者（1番）

現状では、そういう量刑もあるわけですから、皆が評議したその先にそういった死刑ということがあるなら、それは仕方ないというふうに思います。ただ、死刑ということに関して、私はないほうが良いと思っています。

○裁判員経験者（2番）

先ほどもちょっと触れましたですけども、法廷に立つ前に、みんな、グループでフリートキングして、そして法廷に立ちます。そしてまた休憩があったら、またそこでいろんな意見を交わせますよね。それで、意見を集約したものが結論とな

って出てくるわけですから、私は、責任能力というのは、我々に与えてもらってる責任の範囲の中で決めるわけですから、筋道としては非常に整ってるんじゃないかというような気がします。

○裁判員経験者（3番）

死刑判決というのは究極の判断ですよ。大変重い判断だと思います。しかし、この国が死刑制度を設けている以上は、逃げずに正面から向かって、やっぱり良心に従って判断したいと思います。埼玉のほうで、ちょっと話はあれなんですけど、100日裁判で、やはり裁判員裁判で死刑判決が出たと思うんですが、やっぱり、インターネットなんかを調べて、当然だと思います。

○裁判員経験者（4番）

この長い間の皆様の調査があつて後に、私たちは9日間でしたけど、その前に何年か調査をされて、何回か繰り返されて、最終的に9日間の最終日に結果を出したわけでありましてけれど、個人の意見もみんなが意見を出し合つてですけど、その結果がそうなるんであればやむを得ない結果だと思います。亡くなられた方への自分の心を示すつもりでそれを望んでもらいたいと思います。

○裁判員経験者（5番）

死刑判決についてですけども、基本的に、私は日々、死刑というものは日本にある以上、私は死刑反対論者ではありません。今、世の中を見てみますと、非常に許せない事件というものは、被害者の立場にどうしても立ってしまう私があるんですよ。皆さん分かりませんが、私はちょっときつい、激しい言葉で言うかもしれませんが、だから、殺したならば、殺人を犯したならば、やはり自分の命は、人の命をとったんですから、自分の命で償うべきだというのは私の基本ニーズなんです。全て、人間だけにかかわらず、命の大切さということを考えてなら、本当

に厳しくあってほしいと思います。むしろ、今、日本には、判決、量刑が少な過ぎるな、むしろ見直してほしいなと思うぐらい私たちはよく話に花が咲くことがあるんですけど、死刑が反対とかなんとかじゃなくて、やはり内容によると思うんですよ。被告人の立場に立って、自分の私利私欲のために簡単に人の命をとるような人たちを、じゃあ、簡単にあなたたちは許せますかというのを聞きたいぐらいなんですけど、だからといって死刑にしていいたいものではないと思うんですが、まず、死刑を出さなきゃいけないような社会じゃなくて、そういう事件が起きないような社会をつくるために、裁判員を経験した私たちは何かできるような方向はないんだろうかというふうなことまで悩んでしまうような私があるわけです。そういう社会づくりはないんだろうかと。そういう社会もつくっていく必要があるんじゃないだろうか。もっともっと、今、時代が変わってきてますよね。そういう時代の中で、本当にそういう重たいものを報道でなされたときに、視聴率というのはどれぐらいなんでしょうか、非常に低いんじゃないかなと思うんです。だけど、ああいう貴重な場面こそみんな見てほしいな、だから、本当に日本のネットなんかもちよつと考えると、この時間帯はこういうものをやるんだというぐらいやってほしいなと思うときがあるんですよ、厳しく。本当にそういう社会をなくしたいなと思う気持ちがいっぱいなんで、死刑が云々じゃないんですけど。それで、出された場合は、評議で決めたことですから、重く責任を感じながら評議で決めたことだと自分で判断するしかないと自覚しております。

○裁判員経験者（6番）

5番さんにプラスして言わせていただきます。仏教のほうから、殺生、偷盗、邪淫欲、悪口、両舌、綺語、妄語、貪・瞋・癡、これは人間が犯してはならないというお釈迦様の言葉なんですけれど、やはり殺生ということはしてはならないこと、人間である以上はしては絶対ならないと、それをするという事は、やはり死刑制度は当然あるべきだと私は思っております。

○裁判員経験者（7番）

裁判の中で、死刑もあり得るかなと思って、死刑を下すことについては仕方のないことだと思います。

○裁判員経験者（8番）

評議で決めたことって、みんなで決めたことだから、死刑になったら、そういうふうに決めたのだから、決まったのならそれで仕方ないと思います。

○司法記者クラブ幹事社)

ありがとうございます。では、最後の質問です。裁判員裁判で出された判決というのは、最終的に控訴審で覆るケースでありますとか、差し戻されるケースというのがあります。経験者として、控訴審ではどのような判断を示してほしいと思われませんか。1番の方からお願いします。

○裁判員経験者（1番）

余り知識がなくて申し訳ないんですけども、裁判員裁判だから控訴審で何かというようなことはなくても、私はそんな意識をされなくてもいいと思っています。通常の裁判のように正しくやっていただければそれでいいと思います。

○裁判員経験者（2番）

この裁判員裁判が新しい方向に向かっていく過程の中で、いろんなことがあると思うんですけども、やっぱり、今までの裁判と違って、物すごく人道的にも飛躍してきているんじゃないかと思うんです。ですから、私は、こういう中で決まったものをもう少し大事に扱っていただきたいと、こう思うのでございます。

○裁判員経験者（3番）

法律の素人が、社会通念上の一般社会常識をもとにして裁判官と評議した結果が裁判員裁判だと思います。上級のほうで、控訴審で覆される、あるいは差戻しということをおっしゃいましたが、それはそれで、プロの裁判官の方が高い次元、あるいは違った視点で判断されるので、私としては、内心思うことはあれなんですけどね、口に出してそれをとやかくするのははばかりたいと思うし、控訴審で下された判断は尊重すべきだと、こういうふうに思います。

○裁判員経験者（4番）

裁判員裁判は、本当に素人というか、専門知識のない人が集まって、常識的な考えで出した結果だと思います。ですから、それを重んじて、覆っても、裁判内容を重んじていただいて、正しく裁判を、判断をしていただきたいと思います。

○裁判員経験者（5番）

むしろ控訴していただくほうが、私としては評議しやすいと思いました。というのが、責任がないという言い方じゃないんですけども、要は自分の主張を被告人は訴えていくんだったら、やはり第三まででも、最終まででも行くべきだと思うんですよね。それは当然被告人はやるべきだと思いますので、裁判員が決めたからどうこう、控訴された、控訴審の方が裁判員で決めたんだからどうこうじゃなくて、それはそれだと思うんですよ。そういうものの意見がやはり全く無視されているとは思いません、控訴の中でも。やはり一般の私たちの意見、見方というものもやはり見られてると思いますので、私たちは精いっぱい評議をしていくべきだと思います。それで、私たち一般の言葉で、やはりいっぱい言うべきだと思いますので、控訴は大賛成ですね。やってほしいですね。

○裁判員経験者（6番）

このたび、こういう経験させていただいて、本当に素人が裁判長，裁判官とみんなが意見を合わせて一つの結論を出したわけなんですけれど，それから，例えば控訴があった場合，私たちは精いっぱいやったという自負があります。それで，もし控訴になった場合は，そういう見方もあるのかなという，また一つの収穫がきっと私たちはあると思うんです。ですから，控訴はいいことだと思います。

○裁判員経験者（7番）

違った目で見ても，控訴審では，控訴された場合は，控訴審ではしっかりまた証拠を十分調べてもらって，どんな判断をされても別に構わないというか，それは正しい判断をお願いしたいと思います。

○裁判員経験者（8番）

正直，私は控訴に反対なんですけど，多分，私に関わった17日間の裁判は控訴されたと思うんですけど，ずっといつも気になってます，その後どうなったか。それで，17日間も一生懸命聞いて，最後にみんなで一生懸命決めて，それが控訴されたって，すごく残念です，私は。今，皆さんの意見を聞いて，それもありがたとは思いましたが，ずっと私は控訴は反対で今日まで来てました。あの事件が控訴されててどうなったかなというのはずっと，いつも気になってます。

○司法記者クラブ幹事社

皆様，ありがとうございました。実際に皆さんが法廷の中で，被告人でありますとか，時に被害者の方とか，裁判官はもちろん，弁護士そして検察官の顔を見ながら，いろいろ重圧も感じながら判断を下したことというのは，今後の裁判員裁判にとっても貴重なものでもありますし，同時に，私たち報道に携わる人間にとっても，今後の取材であつたり，報道の姿勢を考える上で貴重なものになっていくと思いま

す。今日はこういう形で質問させていただいたんですけども、どうぞ今後も経験者としての視点で我々報道関係者の報道姿勢でありますとか、表現の問題でありますとか、そういうところに遠慮なく厳しい意見を頂戴できればと思います。そうあれば我々としても幸甚だというふうに考えております。今日はお疲れのところ、本当にありがとうございました。

以上で司法記者クラブからの質問を終わります。

○司会者（伊名波裁判官）

それでは、裁判員経験者の皆様、今日は本当に、長時間この会に御参加いただきまして、本当にありがとうございました。皆様から頂いた御意見は、今後の裁判員裁判の運用の改善あるいはより充実した分かりやすい裁判を実現するために大変有益なものになることと思います。本当にお忙しいところ御参加いただきましてありがとうございました。今日はこれで終了とさせていただきます。お疲れさまでした。